2　地方税の充実確保　～増大する役割を担うために～

地方自治体が行うサービスに必要な費用は、自分たちが負担する地方税で賄う。このような地方自治の理想形に近づけるためには、地方自治体が自主的・自立的な行財政運営を行えるよう、地方分権を推進し、国と地方の役割分担に応じて、国と地方の税源のあり方を見直すことが必要である。

また、地方創生、人口減少対策をはじめ、福祉、医療、地域経済の活性化、雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の役割は今後ますます増大していく見込みである。

今後、地方が責任をもって、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担っていくためには、地方税の応益原則等を踏まえつつ、地方分権の基盤となる地方税の充実確保を図る必要がある。

3　地方の自主性・自立性の強化　～地方分権改革を進める観点から～

地方自治体の課税自主権の尊重の観点から、法定外税（法定外普通税及び法定外目的税）、超過課税、地域決定型地方税制特例措置（「わがまち特例」）㊟[1]が地方税法上認められている。

地方自治体が、地域住民の意向を踏まえ、自らの判断と責任において、課税自主権を活用することにより財源確保を図ることは地方分権改革を進める観点から望ましい。課税自主権の拡大を進めるべきである。

地方税の税負担軽減措置等は、地域の実情と関係なく全国一律に税負担が軽減されることから、地方の自主性・自立性を損なう場合がある。このため、当該措置等を導入する場合には、わがまち特例を活用していくべきである。

4　地方税のグリーン化　～環境の保全を図るために～

地球温暖化対策は、我が国のみならず地球規模の課題であるが、その対策はローカルで考える必要がある。

地方税においては、自動車取得税における低燃費車に対する軽減措置や、環境性能の優れた自動車の税負担を軽減し、一定期間経過した自動車の税負担を重くする「自動車税におけるグリーン化」など、国税に先駆けて、環境配慮型の税制を構築してきた。

こうした地方税のグリーン化は、汚染者負担の原則に沿うものであり、環境の保全を図るために、地方自治体が提供する行政サービスからの受益に応じた税負担を求めるという意味で、応益課税の原則とも整合的である。

5　納税者の信頼確保　～税務行政の適正・公平な執行に向けて～

地方税に対する納税者の信頼を確保していくためには、地方自治体が、法令の規定に基づき、税務行政を適正かつ公平に執行することが重要である。加えて、最小徴税費の原則から、効率的かつ効果的な執行が求められる。

滞納整理などの徴収事務においては、専門的知識や経験の蓄積が税務職員に求められる一方で、行政改革の推進等によりその職員数は減少傾向にある。したがって、税務職員に対する研修等の充実に加え、徴収事務の共同処理など地方自治体間での協力体制の構築についても併せて検討する必要がある。

一方で、地域住民が地方税の意義や役割を正しく理解し、地域社会の一員として納税する意識を醸成することも重要である。そのため、地方自治体には、自らが課す地方税の意義やその使途等について地域住民に積極的に周知していく努力が求められる。

近年、ＩＣＴ化の進展により、納税実務を巡る環境は大きく変化している。今後、マイナポータル㊟[2]の導入に伴い、これを活用した情報通知機能や決済サービスを検討するなど納税者の利便性向上のための検討を進めるべきである。また、多様な収納方法を整備するなど納税者が地方税を納付しやすい環境整備を進めるべきである。

第二　平成29年度地方税制改正等への対応

「第一　今後の地方税制の改革にあたっての基本的な考え方」を踏まえ、平成29年度地方税制改正等の主な項目と見込まれるものについて、以下、当審議会としての意見を申し述べることとする。

1　個人住民税

⑴　個人所得課税改革への対応

政府税制調査会においては、個人所得課税における経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方について多岐にわたって検討している。その内容は、結婚して子どもを産み育てようとする若年層・低所得層への配慮、働き方の多様化や家族のセーフティネット機能の低下を踏まえた「人的控除」の重要性、老後の生活に備えるための自助努力を支援する公平な制度の構築、といった基本的な考え方の下で各論点について議論がなされ、直近では、働き方の選択に対して中立的な税制の構築を中心に議論されている。

（個人住民税の性格・役割）

個人所得課税改革を進める上で、近年の地方財政を取り巻く厳しい現状の下、個人住民税の充実・確保を図りながら、その性格や役割を踏まえて検討する必要がある。

人口減少や高齢化が地域ごとに様々な様相で進行し、また、非正規雇用の増加といった働き方の多様化や、少子化や未婚化等により家族が少ない、あるいは全くいない者が増加するといった家族のセーフティネット機能の低下という社会状況の変化がみられる。このような中、地方自治体が地域の実情に即した住民サービスを維持・充実させ、地域における社会的なセーフティネットとしての役割を果たすことが必要不可欠である。

地方自治を支える基幹税である個人住民税のあり方を考える場合、このように地域において地方自治体に期待される役割が一層大きくなっていることから、その役割を十分に果たしていくための住民サービスの財源を適切に確保する観点が極めて重要である。

また、個人住民税は、地域住民が地域社会の会費をその能力に応じ、広く負担を分任するという性格（地域社会の会費的性格）を有する税である。平成18年度税制改正時の三位一体の改革において、所得割の10％比例税率化により、所得税から個人住民税への税源移譲が実施された。これにより、個人住民税の応益的性格がより明確化されるとともに、人口一人当たり税収の格差が縮小し、個人住民税はより偏在性の小さい税となった。こうした改革の方向性は、引き続き重視すべきである。

個人住民税所得割は比例税率であるのに対し、所得税は累進税率となっている。個人所得課税改革の検討にあたっては、それぞれの税の性格等に応じた役割分担を明確化する方向で検討を進めるべきである。特に、比例税率であることは、所得控除、ゼロ税率、税額控除のいずれを選択しても税負担調整の効果が同じとなることに留意が必要である。

個人住民税の検討にあたっては、住民が広く負担を分かち合う観点から納税義務者数をできる限り維持し、税収の地域間の格差が拡大しないようにすべきである。さらに、様々な福祉制度の適用基準等に個人住民税制度における課税・非課税の別や、合計所得金額等が広く用いられていることから、社会保障制度と個人住民税制度が密接に連携していることにも留意が必要である。

（働き方の選択に対して中立的な税制の構築）

現在、個人所得課税改革における様々な課題の中でも、特に、女性が就業調整を意識せずに働くことができるようにするなど、働き方の選択に対して中立的な税制の構築の観点から、配偶者控除の見直しに係る検討が進められている。

配偶者控除は、納税者本人の税負担能力の減殺を調整する趣旨から、所得控除の一つとして設けられている。また、世帯全体の税引き後の手取額が減少してしまうという逆転現象への対応の観点などから、配偶者特別控除が逓減・消失の形で設けられている。

配偶者特別控除により、税制上、いわゆる「103万円の壁」は解消されている。しかし、企業の配偶者手当の支給基準として援用されているなどが指摘されており、家族や働き方等の状況変化を踏まえ、税制面で更なる見直しが求められている。